

箕面市立みのお市民活動センター指定管理者公募に対する質問・回答

令和元年9月2日

No.	質問	回答
1	<p>「5 管理運営の基準」(14) かやのさんぺい橋交流スペースの利用 同スペースの利用に際し、禁止されていること らについて教えてください(例:販売行為、火気 の使用、マイク・スピーカー等音響機器の使用、 什器類の常設、等)。</p>	<p>別途協議となります。</p>
2	<p>「5 管理運営の基準」(14) かやのさんぺい橋 交流スペースの利用 橋の囲いの壁面(内側)やその内側の柱へ、 ポスター掲示のための掲示板等を設置するこ とは可能ですか。またその費用は提案する委託 料の中に含めることが可能ですか。</p>	<p>現時点で、掲示板等の設置は困難であると思 えます。</p>
3	<p>「5 管理運営の基準」(14) かやのさんぺい 橋交流スペースの利用 他の非営利公益市民活動団体が同スペースを 利用できるよう必要な手続きを支援し、その 労力をまかなうため同団体に対し利用料等の受 益者負担を課すことはできますか。</p>	<p>別途協議となります。</p>
4	<p>「様式12 研修体制」 添付する報告書等研修の実施状況の分かるも のについては、応募者において作成している報 告書でも可能ですか。</p>	<p>可能です。</p>
5	<p>「5 管理運営の基準」(13) 災害時のボラン ティアセンター設置 災害時のボランティアセンター設置により通 常の市民活動センターの事業が行えなくな った場合、委託料に変更は生じますか。また 一般への施設提供に影響が出ることにより 利用料収入が減少した場合、減少分の補償 はありますか。</p>	<p>別途協議となります。</p>
6	<p>「5 管理運営の基準」(13) 災害時のボラン ティアセンター設置 人件費も含め、災害時のボランティアセン ター設置および運営への協力にあたり発生 する費用は、どこが負担することになりま すか。通常業務に加えてボランティアセン ターの設置・運営への協力が発生した場 合、職員の負担が質的・量的に増加する ことも予想されますが、相当分の人件費 の按分の考え方についてもお知らせくだ さい。</p>	<p>別途協議となります。</p>

No.	質問	回答
7	<p>「5 管理運営の基準」の「(13) 災害時のボランティアセンター設置」 災害時のボランティアセンターが市民活動センターに設置された場合に指定管理者が行なう対応について、具体的にどのような業務がありえるのか想定されているものをご教示ください。</p>	<p>具体的には決定していません。</p>
8	<p>指定管理委託料について 事業実施に必要な経費については、消費税率の変更による物価上昇や最低賃金の上昇に伴う人件費の増加等により、過去のものよりも増加することが見込まれます。 募集要項には、「過去の収支状況等を参考としてください」とありますので、過去の実績は上限ではなく、社会状況の変化に伴う経費上昇分については増額することが可能という理解でよろしいですか。</p>	<p>委託料については、提案者が必要と考える収支見込みで提案してください。 指定後における物価変動については、募集要項P8のリスク分担表にあるように、指定管理者が責任を負うものとします。</p>